

令和2年度認可保育所入所のしおり



当麻町

認可保育所とは

認可保育所とは、保護者が労働に従事したり疾病にかかっているなどのため、家庭において充分保育することができない児童を、保護者に代わって一般家庭と同様の保育をすることを目的としている施設です。また、認可保育所の施設、整備、人員配置等に関しては、国の基準を満たし北海道知事の認可を受けています。

子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実、待機児童の解消を推進する新しい制度のことをいいます。平成27年4月より施行され、以下のような手続きが必要となっています。

申込みの手続きについて

支給認定(保育の必要性の認定)申請が必要になります。

① 申込みをする際、申込書と併せて支給認定(保育の必要性の認定)申請書が配布されます。



② 申込みと同時に支給認定申請書を当麻町へ提出します。



③ 当麻町から支給認定証が配布されます。



④ 保育所の利用が決定します。(入所決定)

支給認定(保育の必要性の認定)とは？

新制度では、従来、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続として行い、町が「保育の必要性」の認定を行うこととなります。

【子ども・子育て支援法による認定区分】

年齢区分	保育の必要・不要	認定区分	利用できる施設
満3歳以上	保育不要	1号認定	幼稚園
	保育必要	2号認定	保育所
満3歳未満	保育不要	対象外	—
	保育必要	3号認定	保育所

○保育所を利用するためには、保育認定(2号・3号認定)を受ける必要があります。

○認定の有無に関わらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用は可能です。

申込みの状況によっては、町が利用調整(※1)をし、その結果、第1希望保育所に空きがなく、第2希望、第3希望の保育所に入所決定することもあります。

※利用調整とは？

保育認定(2号・3号認定)を受けて保育所などを利用する場合に、町が定める基準をもとに優先順位をつけ、保護者が希望する施設の中から、利用できる施設を町が調整することをいいます。

保育認定(2号・3号認定)の条件

保育認定を受けるには、以下に該当することが条件となります。

- 1 当麻町に居住し、住民登録していること。
- 2 保育園での集団生活に支障のない児童であること。
- 3 次のいずれかの事情で保育が必要な家庭であること。

事 由		保育必要量（※3ページ参照）
1	就労 パートタイム、夜間など、すべての就労に対応（ <u>1か月48時間以上の就労が最低基準</u> ）	月時間数120時間以上：標準時間 月時間数120時間未満：短時間 ※ただし、短時間認定者が通勤時間により利用に不都合が生じる場合は標準時間認定が可能
2	妊娠・出産 <u>おおむね産前6週～産後8週の間</u>	標準時間
3	保護者の疾病、障がい 病気・負傷・心身に障がいがある	標準時間 疾病・障がいにより保育が必要な状態は時間帯で変化するものではないと考えられるため
4	同居親族の介護、看護 同居又は長期入院している親族の常時の介護・看護	月時間数120時間以上：標準時間 月時間数120時間未満：短時間 就労に準じ、介護・看護に必要な時間を月120時間で区分
5	災害復旧 火災・風水害などの復旧にあっている	標準時間
6	求職活動	短時間（最大90日）
7	就学、職業訓練	月時間数120時間以上：標準時間 月時間数120時間未満：短時間 就労に準じ、就学等に必要な時間を月120時間で区分
8	虐待やDVのおそれ	標準時間
9	育児休業時の継続利用 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること	短時間 育児休業そのものは保育ができない事情ではなく、児童の環境の変化に配慮した特例的な扱いであること、就労等の事由では就労時間数により区分していることとのバランスに配慮し、短時間認定とする
10	その他町長が認める事由	標準時間・短時間 事由を勘案して前記に準じて認定

※ 就労を理由に申請する場合、月48時間以上の就労が必要となります。

月48時間未満の場合は保育認定を受けることができず、保育所に入所できません。

幼稚園を利用する場合は就労時間の条件はありません。よくご検討の上、お申し込みください。

※ 就労予定でも申請できます。ただし、月48時間以上の就労予定が必要です。

※ 求職中の場合でも申請できます。ただし、認定の期間は、最大で90日となります。

※ 入所できる年齢は、0歳（生後8週間）から就学前となります。

保育認定の時間区分（保育必要量）

就労を理由に保育認定を受ける場合、就労時間に応じて、以下の区分での利用となります。

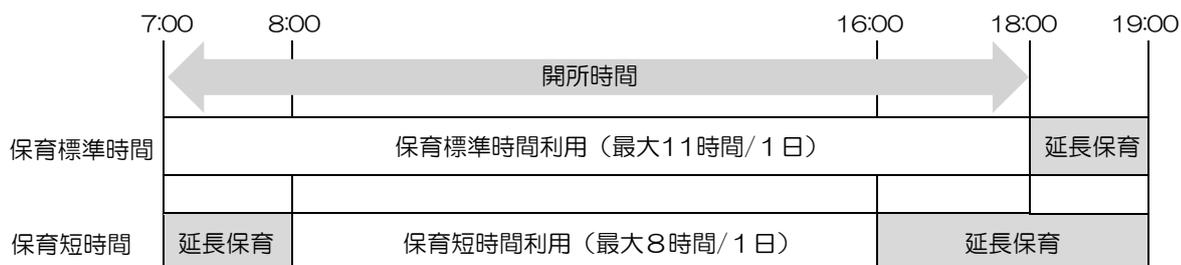
〔保育標準時間〕 利用時間 1日最長 11 時間まで。就労時間は月 120 時間以上必要。

〔保育短時間〕 利用時間 1日最長 8 時間まで。就労時間は月 48 時間以上必要。

※就労以外を理由に保育認定を受ける場合の時間区分については、別表のとおりとなります。

【利用時間のイメージ(例)】

開所時間 7:00~18:00 (保育短時間 8:00~16:00)



上図(例)のような開所時間の保育所の場合、

「保育短時間」認定の児童が 10:00~18:00 まで利用した場合、16:00~18:00 の時間は、延長保育の利用となります。※上図は一例です。各施設によって開所時間や延長保育の有無等は異なります。

【注意事項】

保育施設等は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でお子さんを保育できない時間に必要な範囲で利用するものであり、**認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません。**（私的な用事や買い物などの時間は含みません。）

実際の保育時間につきましては、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、利用する保育施設等とご相談ください。



入所申込み

入所申込みは、入所を希望している児童の住民登録がある市町村へ申請します。

- 例) ○当麻町にお住まいの方が、当麻町内にある保育園を希望する場合 → 当麻町へ申請
○当麻町にお住まいの方が、A市にある保育所(園)を希望する場合 → 当麻町へ申請
○A市にお住まいの方が、当麻町内にある保育園を希望する場合 → A市へ申請
○A市にお住まいの方が、当麻町内にある保育園を希望し、入所希望日までに当麻町に転入予定の場合 → 当麻町へ申請(転入誓約書及び確認書類の添付が必要です)

町外の保育所(園)の入所を希望される場合、申込後、希望保育所(園)のある市町村と協議します。

認定申請及び保育所申込みから入所までのおおまかな流れ

認定申請及び申込期間・場所

認定申請書・申込書提出期間：令和2年1月17日(金)

時 間：午前8時30分～午後5時15分

場 所：福祉課福祉係

入所の選考及び決定

令和2年2月上旬頃

◇期間中の申込者が審査の対象となります。

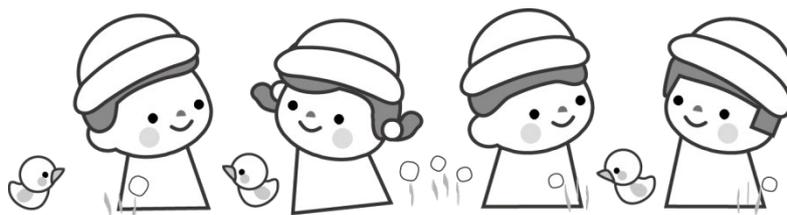
認定証交付

令和2年2月下旬頃に承諾・不承諾通知及び認定証を発送します。

保育料決定通知及び納入通知書発送

令和2年4月上旬頃

- ※ なお、年度途中でも申込みを受け付けておりますので、家庭で保育できない場合は申込みをしてください。ただし、定員がありますので、定員を満たしているときは入所できない場合もありますのでご了承ください。



申込みに必要な書類

1 支給認定申請書

申請書は、児童1人につき1枚の記入

2 保育所入所申込書・保育所入所申込世帯に関する調書

申込書・調書ともに、児童1人につき1枚の記入

3 保育を必要とすることを証明する書類

父母、同居している祖父母等(65歳以上は除く)の分の証明が必要となります。

(兄弟姉妹で同時に申込みの際は1枚の添付で構いません)

区 分	必 要 書 類
勤務している人(会社等)	雇用・自営業証明書 勤務先、又は事業主から証明を受けてください。
就労している人(自営業等)	
病気等の人	診断書
障がいのある人	・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー
家族の介護をしている人	・介護されている人の診断書や介護保険要介護認定書のコピーなど
出産予定の人	母子健康手帳のコピー(表紙、出産予定日欄)
大学・専門学校などに 通学している人	・在学証明書のコピー(入学予定は合格通知書等) ・授業の時間割等スケジュールがわかるもの } 両方提出
求職中の人	雇用・自営業証明書を入園して90日以内に必ず提出してください。

継続児童の申込み

1 継続児で新年度も引き続き入所を希望される場合は、支給認定申請(現況届)の提出と保育所の申込みが必要となり、新規児童と同様の選考を行います。その結果によっては、退所していただく場合もあります。

2 「支給認定現況届」と「保育所入所申込書」と「保育を必要とすることを証明する書類」の提出は、令和2年1月17日(金)までに福祉課福祉係に提出してください。提出期限までに申込書の提出

出がない方については、継続入所のする意思が無いものと判断します。

※証明者の都合等で、「保育を必要とすることを証明する書類」の提出が締め切りに間に合わない場合は、その旨を福祉課福祉係に連絡するとともに、取得次第必ず提出してください。

認定証の発行及び入所の決定

- 「保育の必要性」の程度の高い児童から順に入所決定いたします。申込み順ではありません。保育所の定員に余裕がない場合や、施設基準を超えてしまうような場合には、入園できない場合もありますのでご了承ください。
- 認定証の発行及び入園の決定は、郵送で通知いたします。

申込み・入所後の注意点

次の場合は、申請中入所中を問わず、必ず福祉課福祉係へ申し出てください。

- 1 居住地などが変わった場合（転出・転入・転居・電話番号など）
- 2 家庭内保育が可能になった場合（退職・病気全快・育児休業取得・その他）
- 3 世帯状況が変わった場合（家族の死亡、結婚・離婚、生活保護等世帯の状況変化など）
- 4 就労・在学状況が変わった場合（就労先・就労時間日数の変更など）

※申込中で就労状態が変更になった場合は審査に影響しますので、必ず雇用・自営業証明書などを再提出してください。場合によっては、認定の内容が変更になります。

退所

- 1 退所する場合は、原則として1か月前に「退所届」を福祉課福祉係に提出してください（用紙は、福祉課福祉係にあります）。
- 2 次の事項に該当するときは、退所していただくことになります。
 - ・必要書類の提出がない場合
 - ・保育を必要とする理由が消滅した場合
 - ・児童が長期（1か月以上）にわたり欠席される場合

保育時間及び休所日

1 保育時間

<保育標準時間> 7:00~18:00 までの最大 11 時間

7:00		18:00	19:00
最大 11 時間			(延長保育)

<保育短時間> 8:00~16:00 までの最大 8 時間

7:00	8:00	16:00	19:00
(延長保育)	最大 8 時間		(延長保育)

2 休所日

- ・日曜日
- ・祝日（日曜日と重なった場合は、翌日に振替となります）
- ・年末年始（12月31日～1月5日）

給食について

- 1 3歳未満児は完全給食です（お弁当の必要はありません）。
午前9時30分と午後3時におやつが出ます。
- 2 3歳以上児は副食のみ給食です（主食の持参が必要となります）。
午後3時におやつが出ます。
- 3 3歳以上児の副食費（おかず）分は当麻町在住者は無償化となっています。

保育料について

1 保育料

- 保育料は月額です（中途入退所の場合、日割り計算を行います。）。
- 登園日数が少ない等の理由で減額にはなりません。
- 延長等の料金は別途必要になります。
- 保育料は貴重な財源です。期日までには必ず納付してください。

2 保育料の特例

【多子軽減について】

- 同一世帯から2人以上の就学前児童が認可保育所・幼稚園等を利用している場合、2人目は基準額の半額、3人目以降は無料になります。
- 多子世帯の負担軽減のため、第2階層の第2子の保育料も無償化しています。

一部の階層については、生計を一にする子どもについての年齢制限（就学前児童の保育所・幼稚園等の同時利用条件）を撤廃し第1子、第2子…とカウントしていきます。（9ページ及び10ページ下部「きょうだい等のカウント方法」参照）

保育料の算定時には、住民票のほか皆さまからの申請書の内容に基づき児童の順位を決定しておりますが、保育料を支払う保護者と生計を一にする子どもが、就学等により別世帯にいる場合は、福祉課福祉係までご相談ください。

3 保育料は毎年9月が切り替え時期となります

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当該年度の市町村民税額に基づく保育料					

- 4月～8月分の保育料は令和元年度市町村民税額により決定します。9月～3月分の保育料は令和2年度市町村民税額の決定に伴い、毎年9月に保育料の年度切り替え決定を行います。
- 住民税申告をされていない場合などで、課税情報が無いと保育料が最高額になる可能性がありますので、必ず住民税申告をするようお願いします。

4 保育料の納入

(1) 窓口払いをご希望の方

- ・保育料は納付書でその月の分を必ずその月の末日までに納入してください。
- ・役場会計課、又は町内金融機関（郵便局は除く）で納入できます。

(2) 口座振替をご希望の方

- ・入園が決定したら保育料口座振替依頼書に口座情報を記入、預金口座届出印を押印の上、福祉課福祉係へ提出してください。
- ・既に口座振替の申込みをしている世帯は、年度が変わっても同じ口座から振替となります。また、兄弟が既に入園している世帯は、同じ口座から振替となりますので、改めて手続きをする必要はありません。
- ・毎月末日にその月の保育料が振替になります。ただし、振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。
- ・振替口座の変更等をしたい場合は、改めて口座振替依頼書をご提出ください。

(3) 保育料の納入証明書を希望される場合、福祉課福祉係で発行することができます。

(4) 保育園に在籍中は、欠席しても保育料を納入していただくことになります。

表1

※本町の保育料はこれまで子育て支援の観点から保護者負担が軽減になるよう「国の基準額」より低い額で保育料を定めております。下表は、令和元年度（10月以降）認可保育所保育料一覧表です。令和2年度の保育料は、4月以降に決定します。

・令和元年度当麻町保育料一覧

階層区分		保育料(月額)								
		3歳以上児				3歳未満児				
		当麻町		国基準額		当麻町		国基準額		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税又は均等割額のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	4,100円	4,100円	9,000円	9,000円	
第3階層	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	0円	0円	0円	0円	9,500円	9,300円	19,500円	19,300円
第4-1階層		57,700円未満	0円	0円	0円	0円	14,000円	13,800円	30,000円	29,600円
第4-2階層		77,101円未満	0円	0円	0円	0円	14,000円	13,800円	30,000円	29,600円
第4-3階層		97,000円未満	0円	0円	0円	0円	14,000円	13,800円	30,000円	29,600円
第5階層		169,000円未満	0円	0円	0円	0円	18,000円	17,700円	44,500円	43,900円
第6階層	301,000円未満	0円	0円	0円	0円	22,000円	21,600円	61,000円	61,100円	
第7階層	397,000円未満	0円	0円	0円	0円	26,000円	25,600円	80,000円	78,800円	
第8階層	397,000円以上	0円	0円	0円	0円	30,000円	29,500円	104,000円	102,400円	

※保育料の決定において、当該年度の4月1日現在の年齢が適用されます。

※配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除等は適用されません。

※上記表の第2階層～第4-2階層のうち、ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）等のいる世帯は、軽減措置があります。（次ページ参照）

※給付単価を限度としております。

○きょうだい等のカウント方法【ひとり親世帯等以外】

市町村民税所得割額57,700円未満（第2階層～第4-1階層）の世帯では、兄・姉等が就学前であるかどうかに関わらず、保育料を支払う保護者と生計を一にする子ども等のうち最年長の子ども等から順にカウントします。（例：高校生の長男は第1子、4歳児の次男は第2子とカウントされ保育料半額）

※市町村民税所得割課税が57,700円以上（第4-2階層～）の世帯についてのきょうだい等のカウント方法は従来通り（7ページ「保育料の特例について 2.多子軽減について」参照）となります。

・世帯種別による減額基準表

児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、この表による階層に認定された場合は、それぞれ表2に掲げる徴収金基準額となります。

- 1 「ひとり親世帯等」——母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。
- 2 「在宅障がい児（者）のいる世帯」——次に掲げる児（者）を有する世帯をいいます。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 3 「その他の世帯」——保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮している
いと市町村の長が認めた世帯。

表2

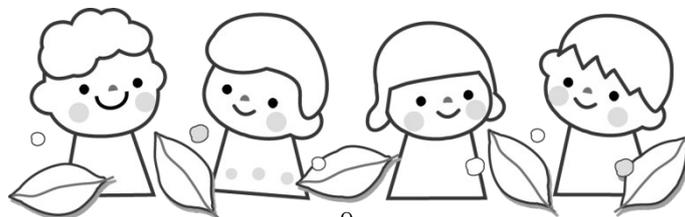
【ひとり親世帯等軽減措置後】

階層区分		保育料(月額)				第2子以降
		第1子				
		3歳以上児		3歳未満児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第2階層	市町村民税非課税又は市町村民税均等割額のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満	0円	0円	4,100円	4,100円	0円
第4-1階層	市町村民税所得割課税額57,700円未満	0円	0円	4,100円	4,100円	0円
第4-2階層	市町村民税所得割課税額77,101円未満					

○きょうだい等のカウント方法【ひとり親世帯等】

市町村民税所得割額77,101円未満（第2階層～第4-2階層）のひとり親世帯等では、兄・姉等が就学前であるかどうかに関わらず、保育料を支払う保護者と生計を一にする子ども等のうち最年長の子ども等から順にカウントし、第2子以降は0円となります。（例：高校生の長男は第1子、4歳児の次男は第2子とカウントされ保育料0円）

※市町村民税所得割課税が77,101円以上（第4-3階層～）のひとり親世帯等の保育料は表1のとおりとなります。



当麻町保育所入所選考基準表

(1) 入所要件及び基準点数

保護者の状況(同居の親族その他の者が保育にあたれない場合)

類型	細 目		基準点数	
就 労	被雇用者	月の就労時間が160時間以上	10	
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	9	
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	8	
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	7	
		月の就労時間が 80時間以上100時間未満	6	
		月の就労時間が 60時間以上 80時間未満	5	
		月の就労時間が 48時間以上 60時間未満	4	
	自営業者 (生計中心者)	月の就労時間が160時間以上	10	
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	9	
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	8	
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	7	
		月の就労時間が 80時間以上100時間未満	6	
		月の就労時間が 60時間以上 80時間未満	5	
		月の就労時間が 48時間以上 60時間未満	4	
	自営業者 (生計協力者)・ 内職者	月の就労時間が160時間以上	8	
		月の就労時間が140時間以上160時間未満	7	
		月の就労時間が120時間以上140時間未満	6	
		月の就労時間が100時間以上120時間未満	5	
月の就労時間が 80時間以上100時間未満		4		
月の就労時間が 80時間未満		3		
求職	求職活動中である		3	
出産	産前6週から産後8週までの期間		10	
病 気 ・ 負 傷	病 気 負 傷	入 院	1ヶ月以上を要する	10
		居 宅 内	常時病臥	9
			精神性・感染性等で医師から長期安静を要する診断を受けている	9
			一般療養 定期的に通院加療必要(週に3日以上)	7
			" (週に1~2回)	6
			" (月に2回以上)	5
	心身障害等	身障手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級		7
		身障手帳3級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2級		5
身障手帳4級以下、精神保健福祉手帳3級		4		
介 護	入院付添	概ね1ヶ月以上、親族を毎日付添に当たる		9
		概ね1ヶ月以上、親族を週3回以上付添に当たる		7
	居宅内介護	親族の長期居宅療養等で常時介護に当たる		7
	その他の介護		6	
災害	家族の災害の復旧に当たる		10	
就 学	就学・ 職業訓練	月の就学時間が160時間以上	10	
		月の就学時間が140時間以上160時間未満	9	
		月の就学時間が120時間以上140時間未満	8	
		月の就学時間が100時間以上120時間未満	7	
		月の就学時間が 80時間以上100時間未満	6	
		月の就学時間が 48時間以上 80時間未満	5	
そ の 他	不 存 在	死亡、離婚、未婚、行方不明(捜索中)、拘禁中		10
		遺棄、調停中(離婚前提)、単身赴任、別居(住所別)		9
	虐待・DVのおそれ		10	

(2)調整点数

1	ひとり親世帯又は両親不存在の世帯である。		6
2	生活保護法による被保護世帯である。		1
3	当該児童が障害を有する場合又は特別支援保育を必要とする場合		2
4	産休・育休明けの復職である。		3
5	自営業だが危険な職種(危険物、有害物、熱処理等の作業)		1
6	所得税・町民税非課税世帯である。		1
7	多子家庭	未就学児2名	1
		未就学児3名以上	2
8	当該児童が無認可施設へ入所中		1
9	当該児童が友人、知人に保育してもらっている。		1
10	兄弟が保育所入所中		4
11	小規模保育事業等の卒園児童		3
12	生計中心者が失業中で、生計維持のため就労を必要とする場合		5
13	虐待のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		10
14	DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		10
15	その他町長が認めた理由		1～5
16	申込児の祖父母と同居(隣家、二世帯住宅を含む。)する世帯。ただし就労及び身体的、年齢的(概ね65歳以上)に保育が不可能な場合を除く		-1

備考

- 1 計算方法 (1)父の基準点数+(1)母の基準点数+(2)調整点数=当該児童の基準点数
- 2 類型で2つ以上に該当する場合は、基準点数の高い方とする。
- 3 選考基準点数が同位の場合には、優先順位を次のとおりとする。
 - (1)入所希望順位の高い順
 - (2)当該園に兄弟姉妹が在園している場合
 - (3)入所選考基準表の類型及び細目の優先順位
 - ア 不存在等
 - イ 災害
 - ウ 病気・負傷
 - エ 家庭外労働
 - オ 家庭内労働
 - カ 就職内定
 - キ 出産
 - ク 介護
 - ケ 就学
 - コ 求職活動中
- 4 上記優先順においても同位となった場合は、保育に欠ける状況、児童を取り巻く環境等を総合的に見て判断する。